



平成 19 年 3 月 13 日

各 位

会社名 駒井鉄工株式会社  
代表者名 取締役社長 須賀 安生  
(コード番号 5915 東証・大証第1部)  
問合せ先 専務取締役兼専務執行役員  
海老澤 正博  
(TEL. 03-3833-5101)

当社に対する行政処分（指名停止措置）並びに役員への処分に関するお知らせ

1. 当社に対する行政処分（指名停止措置）

当社は、国土交通省の各地方整備局が発注する特定河川用水門設備工事に關し、公正取引委員会より独占禁止法違反の事実があったことが認定されたことにより、国土交通省から平成 19 年 3 月 9 日付で、以下に記載する内容の行政処分（指名停止措置）を受けましたのでご報告いたします。

[行政処分（指定停止措置）の内容]

地方整備局等	指名停止期間
各地方整備局	平成 19 年 3 月 9 日（金）から 平成 19 年 10 月 8 日（月）まで (7ヶ月間)
その他機関	平成 19 年 3 月 9 日（金）から 平成 19 年 7 月 8 日（日）まで (4ヶ月間)

本件につき、株主の皆様、お客様並びに関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけし、心より深くお詫び申し上げます。

当社は水門工事につきましては、平成 15 年末以降、営業活動を停止し、平成 18 年 3 月 31 日をもって水門事業より撤退しております。先に鋼製橋梁に關して平成 17 年 3 月 31 日迄独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除勧告を受けておりますが、その後は法令遵守を徹底し、再発防止に向け取り組んでおります。

尚、今回の処分が当社の業績に与える影響につきましては、平成 18 年 11 月 17 日の中間決算発表時に公表いたしました当期業績予想数値に変更はございません。

2. 役員への処分

当社は今回の処分を極めて厳粛に受け止め、現経営陣の責任を明確にするため、以下の通り役員への処分を決定いたしましたのでお知らせいたします。

代表取締役社長 須賀 安生 減俸 20% 3ヶ月（平成 19 年 3 月～5 月）

以 上